

# 託送供給関連業務ガイドライン

石油資源開発株式会社

|    |                 |
|----|-----------------|
| 制定 | 平成 29 年 4 月 1 日 |
| 改定 | 2020 年 6 月 26 日 |
| 改定 | 2021 年 10 月 1 日 |
| 改定 | 2022 年 4 月 1 日  |
| 改定 | 2025 年 7 月 1 日  |

## 託送供給関連業務ガイドライン

### （目 的）

第 1 条 本ガイドラインは、当社がガス事業法第 2 条第 7 項に定める特定ガス導管事業を営むに際して、託送供給に関連する業務に従事する者が、当該業務に従事することにより知り得た託送供給依頼者及びガスの使用者に関する情報を適切に管理し、かつ、公平・透明な業務運営によって、託送供給依頼者間の公正かつ有効な競争条件を確保すること、並びに当社の役員及び従業員が遵守すべき行為規制の基本事項を定め、導管ネットワーク運営の中立性を確保することを目的とする。

### （定 義）

第 2 条 本ガイドラインにおける用語の定義は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 「託送供給関連業務」とは、託送供給及びこれに関連する業務であって、別表 1 に定めるものをいう。
- (2) 「託送供給関連業務部門」とは、前号に定める託送供給関連業務を行う部門であって、別表 1 に定めるものをいう。
- (3) 「託送供給関連情報」とは、次号に定める託送供給関連業務従事者が託送供給関連業務に従事することにより知り得た託送供給依頼者及びガスの使用者に関する情報であって、別表 2 に定めるものをいう。
- (4) 「託送供給関連業務従事者」とは、託送供給関連業務に従事する役員及び従業員をいう。
- (5) 「目的外利用等」とは、託送供給関連情報の当該業務の用に供する目的以外の目的のための利用又は提供であって、別表 3 に定めるものをいう。

### （主管箇所）

第 3 条 本ガイドラインの主管箇所は、国内事業本部 ガス導管部（以下「ガス導管部」）とする。

### （託送供給関連情報の知得）

第 4 条 託送供給関連情報は、託送供給依頼者からガス導管部に当該託送供給の受入検討依頼があったとき以降、託送供給関連業務従事者が託送供給関連業務に従事したときに知得されたものとみなす。

### （守秘義務）

第 5 条 託送供給関連業務従事者は、託送供給関連情報を、当該業務に従事する間はもとより、それ以降も託送供給関連業務従事者以外の者に開示してはならない。ただし、技術的検討を他部門に依頼する場合、又は法令上必要とされる場合等、当該業務遂行のためやむを得ない事由による場合は、この限りではない。

2 前項の規定は、託送供給関連業務従事者から託送供給関連情報の提供を受けた他部門の役員及び従業員に準用する。

### （目的外利用の禁止）

第 6 条 託送供給関連業務従事者は、託送供給関連情報に関し、目的外利用等を行ってはならない。

（小売・卸売営業従事者による託送供給関連情報利用の禁止）

第 7 条 当社の製造又は小売・卸供給営業に従事する役員及び従業員は、託送供給関連情報を知った場合においても、当社の小売・卸供給営業のために当該情報を用いてはならない。

（情報管理体制）

第 8 条 託送供給関連情報の取扱いを管理するため、情報管理責任者を選任する。

2 前項に定める情報管理責任者は、ガス導管事業担当役員とし、本ガイドラインの遵守状況の監視等を行う。

（託送供給関連情報の目的外利用等の禁止を確保するための措置）

第 9 条 情報管理責任者は、第 6 条及び第 7 条に定める託送供給関連情報の目的外利用等の禁止を確保するため、以下の各号による適切な措置を行う。

- (1) 託送供給に関連する情報連絡窓口を、ガス導管部 導管事業管理グループに設置する。
- (2) 託送供給関連業務を遂行する場所を、小売・卸供給営業を遂行する場所から物理的に隔離する。
- (3) 託送供給関連業務従事者は、原則として、製造又は小売・卸供給営業業務を行わない。
- (4) 託送供給関連業務部門と他部門との間に人事交流があった場合又は託送供給関連業務部門と他部門を統括するような地位にある役員及び従業員についても、託送供給関連情報の目的外利用等を防止するため、本ガイドラインを遵守させる。
- (5) 託送供給関連業務従事者は、託送供給関連情報の記載のある文書・データを適切な方法により保管し、託送供給関連業務等の遂行のため技術的検討依頼を行う場合等、他部門に託送供給関連情報を渡さざるを得ない場合には、提供方法、共有のあり方等に関し適切な方法により管理する。
- (6) 技術的検討依頼を行う場合等、託送供給関連業務等の遂行のため他部門に渡さざるを得ない託送供給関連情報については、託送供給依頼者や関連するガス使用者の名称を符号化して扱う等の対応により、その情報を他部門が目的外利用等できないように管理する。
- (7) 託送供給関連部門とガス小売事業者又はガス製造事業者（自社の小売・製造部門を含む）との託送供給関連業務における取引及び連絡調整（軽微なものを除く）の経緯及びその内容等を記録し、これを最低 5 年間保存する。

（情報管理に係る教育）

第 10 条 託送供給関連情報の入手、利用、情報、その他の当該情報の取扱いを適切なものとするため、情報管理責任者又は第 15 条に定める法令遵守責任者は、託送供給関連業務従事者に対して、転入時及び必要な都度研修を実施する。

（緊急時における措置）

第 11 条 第 5 条、第 6 条及び第 7 条の規定に拘わらず、当社又は託送供給依頼者、ガス使用者の維持・運用するガス供給設備の事故及び非常災害時等の保安の確保や供給支障の解消のため、緊急的に必要な場合には、託送供給関連業務従事者が他部門と連携して事態の収拾に当たることを妨げない。

（託送供給関連業務の公平性の確保）

第 1 2 条 託送供給関連業務従事者は、託送供給関連業務に従事するに際し、特定の託送供給依頼者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与える行為を行ってはならない。

（競争関係を阻害する広告、宣伝等の禁止）

第 1 3 条 託送供給関連業務従事者は、小売・製造部門の需要家、取引先その他の利害関係者の評価を高めることに資する広告、宣伝その他の営業行為をしてはならない。

（託送供給関連業務の公平性の確保のための措置）

第 1 4 条 情報管理責任者は、託送供給関連業務の公平性の確保のために、当社導管網の利用条件や託送供給可能量等の開示・周知等において、すべての託送供給依頼者に対し公平に行われるよう、関係する資料、情報等を整備し、公開する。

（法令遵守体制）

第 1 5 条 託送供給関連業務が法令等に適合することを確保するため、法令遵守責任者を選任する。

- 2 前項に定める法令遵守責任者は、ガス導管部長とし、必要に応じて託送供給約款及び当ガイドライン等の規程を整備し、その運用並びに業務執行状況の監視等を行う。

附 則 （平成 29 年 4 月 1 日付）

本ガイドラインは、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

附 則 （2020 年 6 月 26 日付）

本ガイドラインは、2020 年 6 月 26 日から改定実施する。

附 則 （2021 年 10 月 1 日付）

本ガイドラインは、2021 年 10 月 1 日から改定実施する。

附 則 （2022 年 4 月 1 日付）

本ガイドラインは、2022 年 4 月 1 日から改定実施する。

附 則 （2025 年 7 月 1 日付）

本ガイドラインは、2025 年 7 月 1 日から改定実施する。

（別表 1）託送供給関連業務及び託送供給関連業務部門

| 託送供給関連業務                             | 託送供給関連業務部門                      |
|--------------------------------------|---------------------------------|
| ① 受入検討・供給検討受付                        | ガス導管部 導管事業管理グループ                |
| ② ガス成分等の適合性確認                        | ガス導管部 導管操業グループ                  |
| ③ 供給設備検討・導管設備検討                      | ガス導管部 導管施設グループ                  |
| ④ オペレーション検討                          | ガス導管部 導管操業グループ                  |
| ⑤ 引受の決定（検討結果回答書作成、回答）                | ガス導管部 導管事業管理グループ                |
| ⑥ 基本契約・個別契約申込受付                      | 同上                              |
| ⑦ 各種取り決め事項の検討                        | ガス導管部 導管事業管理グループ<br>及び 導管操業グループ |
| ⑧ 工事に関する契約の締結                        | ガス導管部 導管事業管理グループ                |
| ⑨ 各種取り決め事項の合意<br>その他託送供給開始に必要な準備、折衝等 | 同上                              |
| ⑩ 託送供給契約の締結                          | 同上                              |

(別表 2) 託送供給関連情報

|                                                                                                                                                           |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 託送供給依頼者のガス供給源（契約により調達するものを含む）に関する情報                                                                                                                     |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) ガス供給源の接続予定地点、稼動（又は供給）開始予定時期</li> <li>(2) ガスの製造方式、製造設備の仕様及び原料調達、又はガスの調達計画</li> <li>(3) ガスの性状と圧力</li> </ul>      |
| ② 託送供給依頼者のガス供給条件等                                                                                                                                         |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 託送によるガス供給の状況（託送ガス量、インバランス量、事故状況等）</li> <li>(2) 供給予備力</li> <li>(3) 保安体制及び組織</li> </ul>                          |
| ③ 託送供給依頼者のガスの使用者の需要動向・需要実績等                                                                                                                               |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 需要動向（最大流量倍率、個別の需要家の需要見通し、需要家及びその規模の分布等）</li> <li>(2) 需要実績（最大ガス量、ガス流量変動履歴）</li> <li>(3) 託送の状況（託送ガス量）</li> </ul> |

(別表 3) 目的外利用等

|                                                   |
|---------------------------------------------------|
| ① 託送供給依頼者の経営状況の把握                                 |
| ② 託送供給依頼者に対抗したガス供給の提案                             |
| ③ 託送供給依頼者の特定の需要家を対象とした営業活動                        |
| ④ 託送供給依頼者の需要家の当社又は当社の関係事業者への転換、又は託送供給依頼者の契約変更の阻止等 |

以上